

下水道法第 16 条に基づく施工承認に関する審査基準の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事等を行う場合は、下水道法第 16 条に基づく施工承認申請を提出していただき、申請について、下水道施設の保全の観点から、工事等の行為が適切か審査しています。

このたびは、この申請に関して、申請者の更なる利便性向上を目的に、神戸市行政手続条例第 4 条に基づき定めている審査基準を一部改正します。

2. 改正の概要

（審査基準の一部改正）

審査基準のうち資格要件について、「本管」と「取付管・接続ます」とで異なる資格要件を設けていたところ、管種に依らず統一します。また、申請者による施工業者の選択範囲を広げるため「神戸市競争入札参加資格者」や「神戸市下水道排水設備指定工事者」であることを撤廃し、「一般建設業の許可のうち、「土木工事業」又は「管工事業」を得ている者」へ改正します。

（参考）

下水道法

（公共下水道管理者以外の者の行う工事等）

第十六条 公共下水道管理者以外の者は、前二条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

神戸市行政手続条例

（審査基準）

第 4 条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

3. 審査基準（案）

別紙のとおり

4. 新旧対照表

別紙のとおり

5. 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日